

## 教育・保育提供区域の設定の考え方について

## 1 教育・保育提供区域とは

- 子ども・子育て支援法第 6 1 条第 2 項において、市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に教育・保育提供区域（以下「提供区域」という。）を定めることとされている。
- 提供区域は、施設型給付及び地域型保育給付並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや、提供体制の確保方策を定める際の地理的な単位である。
- 子ども・子育て支援新制度施行後（施行に向けた準備事務を含む。）は、本市において、提供区域ごとに、保育園(所)及び幼保連携型認定こども園の設置認可並びに家庭的保育事業等の事業認可を行う際の需給調整（定員数の総量規制）を行うことになる。

なお、幼稚園については、認可権限が京都府にあり、かつ、法律に需給調整の規定がない。

- ※ 提供区域は基盤整備や需給調整のための地理的な単位であって、利用者の選択できる施設等が制約されるものではない。居住地と異なる提供区域の施設等を利用することは可能である。

## &lt;子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）&gt;

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の（二）の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

- ※ 指定都市等は、地域型保育給付事業のほか、保育園(所)及び認定こども園の認可も行う。

## 2 提供区域設定の考え方

- 事業の性質により、提供体制を確保すべき地理的な単位が異なることから、重層的に提供区域を設定する。
- 利用者数や事業内容の専門性・特殊性から、広域で提供体制を確保する必要がある事業の単位として、京都市全域を第一次区域とする。
- 福祉事務所や保健センター・支所で実施している事業の単位として、区役所・支所の管轄区域を第二次区域とする。

- 保育園(所), 認定こども園等の単位として, 別紙「第三次区域の設定の考え方」に基づき, 区役所・支所の管轄区域に1又は複数の提供区域(第三次区域)を設定する。
- 身近な地域で提供体制を確保する必要がある事業の単位として, 中学校区を第四次区域とする(地域的なバランスや, 児童や保護者が異動できる距離を考慮して, 提供区域ごとに数箇所の施設等を整備することを想定)。

<教育・保育提供区域を重層的に設定した場合の現時点の想定>

提供区域		事業等	備考
全市	第一次区域	病児保育事業	医療機関で実施
		子育て短期支援事業	児童養護施設, 乳児院及び母子生活支援施設で実施
		妊婦に対して健康診査を実施する事業	医療機関等で実施
区役所 ・支所	第二次区域	利用者支援に関する事業	福祉事務所が保育所入所相談に対応していることとの関係
		乳児家庭全戸訪問事業	保健センター・支所で実施
		養育支援訪問事業等	福祉事務所及び保健センター・支所で実施
		子育て援助活動支援事業	ファミリーサポートセンターの支部を区・支所単位で設置
中学校区	第三次区域	施設型給付・地域型保育給付	
		時間外保育事業	保育園(所)等で実施
		一時預かり事業	保育園(所)等で実施
中学校区	第四次区域	放課後児童健全育成事業	
		地域子育て支援拠点事業	

第2回京都市子ども・子育て会議における提案のとおり, 幼児期の学校教育・保育(施設型給付・地域型保育給付)の教育・保育提供区域は第三次区域として, 今後の教育・保育提供区域ごとの量の見込みの推計作業を進める。

時間外保育事業及び一時預かり事業の教育・保育提供区域については, これらの事業の量の見込みと併せて次回以降に検討を行う。

## 第三次区域の設定の考え方

- 保育園(所)ごとに入所児童の居住エリアを調査したところ、約8割の児童が二つの中学校区内に居住している。このことから、1区域が中学校区を二つ合わせたぐらいの規模になるよう、中学校区数(71)の半数である35区域前後になるように設定する。

[参考] 保育園(所)の入所児童の居住エリア

	ア中学校区 (入所児童数が最も 多い中学校区)	イ中学校区 (2番目に多い中学 校区)	ウ中学校区 (3番目に多い中学 校区)	エ中学校区 (4番目に多い中学 校区)
A保育園	44.4%	33.3%	5.1%	4.0%
B保育園	33.1%	17.3%	15.0%	13.4%
C保育園	83.5%	13.2%	2.2%	1.1%
全施設平均	59.7%	18.4%	7.7%	3.7%

※ 入所児童数が3番目の中学校区から激減する傾向にある。

- 区役所・支所ごとの第三次区域数は、概ね乳幼児人口に比例させる。
- 区役所・支所の管轄区域を複数に分ける場合は、幹線道路や線路、河川等の地理的条件や既存の保育園(所)の入所児童の居住地等を考慮して、複数の小学校区をまとめる(別紙「教育・保育提供区域(原案)」参照)。
- ☞ 別紙「教育・保育提供区域(案)の地図」により第三次区域(34区域)を設定した場合、既存の保育園(所)の入所児童の約75%が、居住地と同じ第三次区域内の保育園(所)に入所している。